

国民年金カレンダー

※(保険料納付)

● 毎月の納付は月末までに忘れずに納めましょう……受給の権利を失なわないように!!

● 期別納付は3、6、9、12の各月末までに

1

- 5万円年金の
門出です。
- 年金額、保険料額
がわかります
- 福祉年金の支払月です

※5年年金に加入しよう

2

- 障害母子、寡婦、
遺児年金をもら
っている人は、現況
届けをふししょう

3

- 老齢、通算老齢年金を
もっている人は、現況届
を出ししょう
- 拠出年金の支払月です
- 保険料の納付月です

※5年年金の加入申し込みは
今月限りです

4

- あなたも保険料を
前納されては……

- 免除されている人は、
過去の分を追納し
しょう

5

- 納めきれない人は、
免除申請をししょう

- 福祉年金の支払月です

※老齢特別給付金の
支払も始まりです

6

- 拠出年金の支払月です

- サラリーマンの奥さん!!
国民年金に任意加入
いたししょう
- 保険料の納付月です

7

- 20歳に到達し
他の年金に加入し
ていない人は、必ず
国民年金に加入
ししょう

8

- 受給額の多くなる
付加年金に加入
ししょう

※部落懇談会に参加
ししょう

9

- 拠出年金、福祉年金
の支払月です

- 保険料の納付月です

※3月、6月、9月、12月は
期別納付の月で忘れ
ずに納めしょう

10

- 未納保険料の
特別納付を
ししょう

- 免除されている人は、
過去の分を追納
ししょう

11

- 拠出年金の支払
月です

※部落懇談会に参加
ししょう

12

- 今年最後の納付月
です

納め忘れに保険料
は、早く納めしょう

明けましておめでとうござ
います。
新しい年金の年がはじまり
ました。すでにお知らせのと
おり今年からは、すべての年

金受給額が大幅にアップし、
生活年金に一步近づくことに
なりました。
それは、今まで掛け忘れし
ていたかたがたを救済する特

別納付制度が再度行なわれ、
また二度目の五年年金も実施
されます。また、年金に加入
しようとしても入れなかった
明治三十七年一月二日から明

治三十九年四月一日までに生
まれたかたがたが、特別老齢
給付金を受給できることにな
る年でもあります。
このように、国民年金が画
期的な年に当たることから市
では、次のような「年金カレ
ンダー」をつくってみました。
年金のことについて、有効
にご利用ください。

相談お知らせ



次のとおり「無料相談所」
が開設されます。お気軽に
お出かけください。
なお、申し込みは、市民
課です。

法律相談

●とき…一月二十四日(木)

午前十時から午後

三時まで

●ところ…記念公会堂

●担当者…弁護士

消費生活苦情
相談窓口商工観光課で
毎日受付ます

消費生活苦情相談窓口は
これまで毎週金曜日、老人
憩の家で開設してありまし
たが、こんど市の商工観光
課で、毎日受け付けするこ
とになりました。

消費生活のことについて
不満や苦情、改善などのご
意見がありましたら遠慮
なくおい出ください。